

平成 30 年度福岡市立急患診療所に対する評価の実施について

1 評価対象施設

福岡市立急患診療所

- (1) 福岡市立急患診療センター (福岡市早良区百道浜 1-6-9)
- (2) 福岡市立東急患診療所 (福岡市東区箱崎 2-54-27)
- (3) 福岡市立博多急患診療所 (福岡市博多区博多駅前 2-19-24)
- (4) 福岡市立南急患診療所 (福岡市南区塩原 3-25-3)
- (5) 福岡市立城南急患診療所 (福岡市城南区鳥飼 5-2-25)
- (6) 福岡市立西急患診療所 (福岡市西区内浜 1-4-7)

2 評価対象の指定管理者

一般社団法人 福岡市医師会

3 評価対象期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※指定管理期間 平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日

4 評価の実施方法

「福岡市保健医療施設指定管理業務の評価実施要領」に基づく評価基準及び評価手順により、以下のとおり実施した。

- (1) 指定管理者による自己評価
- (2) 市による 1 次評価
指定管理者の事業報告・自己評価，市のモニタリング結果等を基に行った。
- (3) 評価委員会による評価
施設の管理運営に係る客観的評価を行うため，外部委員による評価委員会を設置し，指定管理者の事業報告，市による 1 次評価及び指定管理者へのヒアリングを基に行った。
- (4) 市の最終評価
評価委員会による評価を参考に，市の最終評価を決定した。